

一部事務組合下北医療センター議会第125回定例会会議録

議事日程

平成27年9月25日（金曜日）午後2時開会・開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長選挙

第5 議会運営委員の選任

第6 議案一括上程、提案理由の説明

第7 一般質問

第8 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第4号 平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算

（監査結果報告）

（2）議案第5号 平成26年度一部事務組合下北医療センター決算

（3）報告第4号 平成26年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率について

（4）報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成26年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

（5）報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）

（6）報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について）

（7）報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1 番	川 下	八十美	9 番	正 根	秋 雄
2 番	目 時	睦 男	10 番	岩 泉	盛 利
3 番	佐 賀	英 生	11 番	小 笠原	清 春
4 番	濱 田	栄 子	13 番	杉 山	太 巨
5 番	浅 利	竹二郎	14 番	蛸 島	典 和
6 番	大 瀧	次 男	15 番	竹 内	典 和
7 番	鎌 田	ちよ子	16 番	宮 川	尚 尚
8 番	岡 崎	健 吾			

欠席議員（1人）

12 番	花 部	悦 男
------	-----	-----

出席説明員

管 理 者	宮 下	宗 一 郎	むつ総合病院院長	木 村	龍 次 郎
副 管 理 者	越 善	靖 夫	国民健康保険長	佐 藤	信 彦
副 管 理 者	飯 田	浩 一	国民健康保険所長	徳 田	勝 勝
副 管 理 者	樋 口	秀 視	国民健康保険所長	山 本	信 哉
大間町副町長	菊 池	武 利	国民健康保険所長	坂 本	淳 夫
代表監査委員	阿 部	昇 正	国民健康保険所長	畑 中	能 文
むつ総合病院副院長	橋 爪	正 一	国民健康保険所長	中 村	昭 彦
事業本部事務局長	松 尾	秀 幸	国民健康保険所長	竹 山	清 信
事業本部事務局長	鳴 海	幸 子	国民健康保険所長	小 田	晃 廣
むつ総合病院事務局長	飛 内	導 明	東通地区診療所長		
むつ総合病院事務副局長	田 中	宏 司	佐井地区診療所長		
むつ総合病院事務課長	木 村	雅 敏	監事 査務 委員 長		
むつ総合病院事務課長	吉 田	由 佳 子	監事 査務 委員 長		

出席事務局職員

事務局 本 部
事務 局 主 幹
事務 局 主 査
事務局 本 部
事務 局 主 査

松 山 勝
奥 島 敏 博
二 本 柳 隼 介

事務局 本 部
事務 局 主 事
事務局 本 部
事務 局 主 事

高 田 耕 次
柳 田 雄 規

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第125回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程により会議を進めます。

◎日程第1 議席の指定

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長から指名いたします。

大間町議会において選出されました正根秋雄議員の議席を9番に、岩泉盛利議員の議席を10番に指定いたします。東通村議会において選出されました小笠原清春議員の議席を11番に、花部悦男議員の議席を12番に指定いたします。風間浦村議会において選出されました杉山太議員の議席を13番に、蛸島巨議員の議席を14番に指定いたします。佐井村議会において選出されました竹内典和議員の議席を15番に、宮川尚議員の議席を16番に指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、1番川下八十美議員及び11番小笠原清春議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 副議長選挙

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に岩泉盛利議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました岩泉盛利議員を副議長の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩泉盛利議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岩泉盛利議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

岩泉盛利議員にご挨拶をお願いいたします。

(岩泉盛利副議長登壇)

○副議長(岩泉盛利) 皆さん、ご苦労さまでございます。ただいま下北医療センター議会副議長に指名いただきまして、まことにありがとうございます。

今後、下北医療センター議会の運営について、議長と2人で運営していきたいと思っておりますけれども、10月4日、むつ市の議会の選挙がございまして、それまで私も頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今日はどうも。

◎日程第5 議会運営委員の選任

○議長(鎌田ちよ子) 次は、日程第5 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第3条の規定により、正根秋雄議員、小笠原清春議員、杉山太議員、竹内典和議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました正根秋雄議員、小笠原清春議員、杉山太議員、竹内典和議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員は次の休憩中に委員会を開くよう本席から口頭をもって招集いたします。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時16分

○議長(鎌田ちよ子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開かれました議会運営委員会におきまし

て、委員長に小笠原清春議員が、副委員長に竹内典和議員が決定いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第6 議案一括上程、提案理由説明

○議長(鎌田ちよ子) 次は、日程第6 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第4号及び議案第5号並びに報告第4号から報告第8号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

(宮下宗一郎管理者登壇)

○管理者(宮下宗一郎) ただいま上程されました2議案5報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第4号 平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算の主な内容は、収益的収支において、むつりハビリテーション病院では、平成26年度決算における赤字を補填するため病院運営に要する経費を増額しておりますほか、隣接する社会福祉法人桜木会より申し入れのあった病院用地の一部売却に伴う固定資産売却益を計上しております。

佐井地区診療所では、人事異動に伴い、診療所運営経費を増額しております。

また、資本的収支において、むつ総合病院では、株式会社東通運輸代表取締役三國俊美様より人工透析センター建設への協力としてむつ市へ寄附がありましたので、繰入金を増額し、基金へ積み立てるものであります。

むつりハビリテーション病院では、土地売却に伴い、売却資産帳簿価格を固定資産売却代金として計上しております。

佐井地区診療所では、歯科技工用小型集塵機を更新するため器械備品購入費を増額しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が121億9,606万1,000円、支出が120億8,024万9,000円となります。

また、補正後の資本的収支の予定額は、収入が17億1,105万円、支出が20億9,622万2,000円となります。

次に、議案第5号 平成26年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。まず収益的収入及び支出についてご説明いたしますと、税込み決算で、収入は前年度と比較して25億2,499万9,593円、20.8%増の146億7,680万2,218円で、支出は前年度と比較して34億8,165万6,156円、28.5%増の156億8,560万8,376円となり、税抜き決算では10億1,231万7,495円の純損失を生じましたが、これは新会計制度適用に伴う移行処理額が大幅に影響を及ぼしたものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、収入は9億4,258万5,253円で、支出は13億6,096万8,471円となり、収入額が支出額に不足する額4億1,838万3,218円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、不良債務の状況についてご説明いたしますと、前年度と比較して9,094万8,523円減の5億9,574万5,579円となりました。

これを主な施設ごとにご説明いたしますと、大畑診療所では前年度と比較して8,831万3,394円減の12億452万3,220円となりました。

脇野沢診療所では、当年度をもって不良債務解消となりました。

風間浦診療所では、前年度と比較して6,537万492円減の3,235万6,425円となりました。

次に、報告第4号 平成26年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてであります

が、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第5号についてであります。本報告は、平成26年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、収益的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の算定省令の改正により、市町村補助金を増額したほか、決算見込みにより、その他医業外収益及び過年度分損益修正損を増額し、市町村負担金を減額したものであります。

また、資本的収入及び支出においては、決算見込みにより、市町村負担金市町村補助金及びリース債務償還金を増額し、県補助金及び器械備品購入費を減額したものであります。

次に、報告第6号についてであります。本報告は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてでありまして、構成団体であります三戸地区塵芥処理事務組合が本年8月31日をもって解散することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体数の減少及び当該規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

次に、報告第7号についてであります。本報告は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでありまして、構成団体であります三戸地区塵芥処理事務組合が本年8月31日をもって解散することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体数の減少及び当該規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

次に、報告第8号についてであります。本報告は平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつりハビリテーション病

院において、ボイラーの制御装置に不具合が生じ、更新に急を要したため専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案5報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます次第であります。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時34分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 一般質問

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第7 一般質問を行います。

◎川下八十美議員

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員の登壇を求めます。1番川下八十美議員。

（1番 川下八十美議員登壇）

○1番（川下八十美） ね、うし、とら、う、たつ、み、うま、ひつじ、さる、とり、いぬ、い、これは言うまでもなく十二支で、もちろん全て動物であり、今年の十二支の干支は、ひつじ年なのであります。我々人間の祖先は、今から遠い遠い昔に、この地球上にあらわれてもはや100万年が経過、

この間人間は、どうしても一人では生きられないわけで、人間はそれこそ動物と表裏一体で今日まで日常生活を送ってまいったのであります。

私は、以前のこの医療議会で一般質問をした際に、その枕言葉に「とり」のことを申し上げました。そこで今回は、十二支の中でも特に「いぬ」と「さる」のことについて申し上げたいと思うのであります。

「いぬ」は、「犬も歩けば棒に当たる」、あるいは「犬は3日飼うと3年はその恩を忘れず」ということわざもあるように、あの東京は渋谷駅等にある忠犬ハチ公は皆さんご承知のとおり、今私が事新しく申し上げるまでもないのであります。

犬のことについては、実は私たち青森県でも、むつ市でもあるのであります。あの青森飛行場の近くにある山の中に、王余魚沢という海のカレイの魚の名前がついたいわれや、ことしの3月、平内町で発生した強盗殺人事件で、我がむつ市の太田勝美さんが指導する嘱託警察犬ハイジ号がその容疑者を臭覚、いわゆるにおいで追跡をして、ついにはその容疑者を逮捕したという話題がございます。

さらに、「さる」の話でありますけれども、「猿も木から落ちる」、「見ざる聞かざる言わざる」、私たちむつ市の、下北半島の脇野沢に生息する北限の猿もございりますが、あの高崎山自然公園の小猿にイギリス王国の皇室の王女シャーロットの名前がついた話題や、昨年インド北部のカンプールの駅で起きた一匹の猿が電線に触れて地上に落下した際に、その猿の仲間たちが素早く、いち早く駆け寄って、その猿を励まし、助け合った結果、その猿が意識を回復したというテレビでのニュースの映像が我が日本でも大々的に報道されたことはご承知のとおりであります。

これらのことをじっくりと考えてみますと、実は根っこのところでは一致するのであ

ります。それは何かというと、最も大事な人間の情、情け、そして絆、仲間意識、このことだけではありません。究極に、最終的には倫理というものを私たちに懸命に学ばさせ、教えておると言っても過言ではないのであります。

今回私がこの医療議会に当たってこのことを申し上げることは、実は我々の、私の政治信念である、信条である「継続は力なり」、そして我がふるさとに生きる医療の最終的目的は何でありますか。人の命を救う、守る、この世に生かす、これは私の政治信条と医療の分野では一致するからこそ、この一般質問の前座として申し上げることをご理解賜りたいと存ずるのであります。

我々この医療議会も、本日をもって最終的であります。私は、むつ市議会から8人、東通村さんから2人、風間浦村さんから2人、佐井村さんから2人、大間町さんから2人、合計16人で構成してまいりました。実は、私は長い間市議員をさせていただいておりますけれども、一遍もこの医療議会に出たことはありませんでした。ですから、私は、4年前には、実は7人までは会派の推薦でスムーズに決まりましたが、私は自ら立候補して、26人のうちの選挙によって選ばれてまいりましたのであります。ですから私は、どうしてもこの医療議会の任期最後において、自分の思いを議会に反映することこそが私の任務である、議員としての責任であるということから、今回15日に一般質問を通告させていただいた次第であります。

今回の私の質問事項は、3点であります。

その第1点は、むつ市と弘前大学との包括協定についてであります。2つ目は、むつ総合病院の透析センター建設事業についてであります。3つ目は、待ち時間、この解消についてであります。以下、順を追って極めて具体的に、しかも事務的に質問をいたしてまいりますので、どうか管理者並びに佐藤院長先生におかれましては、建設実行

型のご答弁をご期待しておく次第であります。

まず、第1点目のむつ市と弘前大学の包括協定についてであります。具体的に結論から申し上げます。管理者、我がむつ市あるいはこの下北医療センターにおける医師不足はご承知のとおりであります。ですから、医師の確保のために、この包括協定の中に、また医療センターとしても弘前大学と協定を結ぶべきであると私は提案するものであります。管理者のご所見を賜りたいのであります。

第2点目のむつ総合病院の透析センターの建設事業についてであります。まず私は冒頭に申し上げたい。管理者、よくぞこの透析センターの建設に着手したことを私は高く評価するものであります。実は、私は個人的にも、去る6月4日に三回忌を迎えた私の最愛の女房も透析患者の一人であったのであります。そういう意味からは、この透析をされておる本人はもとよりのこと、その家族の願いはいかばかりかと、私は自分のことではなくして、この家族の人たち、本人のことを思えばこそ、この透析センターはいかなる理由があろうとも、いかなる困難があろうとも、管理者にはぜひ実現させていただきたい。このことを私は強く求めるものであります。そして、この事業の進捗状況と、そのタイムスケジュールを明らかに願いたいのであります。

第2点目は、財政まことに厳しい、むつ病院、医療センター、そのとおりであります。この財政厳しい中で、透析センターをつくられるわけです。ですから、財政規模と透析センターの内容等についてご説明願いたいのであります。

第3点目は、待ち時間の解消についてであります。その第1点目は、朝の順番取りについてであり、第2点目は、患者の権利と医療スタッフの関係についてであります。

第1点目の待ち時間については、私は2通りあ

ると思っておるのであります。その一つは、朝の順番取りであります。2つ目は、診療までの待ち時間です。2つ目の受け付けをして診療を受けるまでの待ち時間については、それぞれの各科や、あるいは患者さんの数、あるいは医師不足の関係から、私は多少理解できるものであります。しかしながら、朝の順番取りについては、管理者、まさしくすさまじいものがあるのでございますよ。朝の4時ごろから並んで順番取りをして、むつ病院のこの順番取りには、新しい職業があるようであります。依頼されて順番取りをしておる方もおるか聞き及んでおるのでありますが、私はこの朝の順番取りの形を管理者はどう見ておられるのか、この解決策を私は示していただきたいと思うのであります。

第2点目の患者の権利と医療スタッフの関係についてであります。まず私の手元に、「患者の権利と義務」という規定が明らかにあります。「私たちは、信頼される医療を目指すため、患者の権利と義務をここに示します。1. 良質の医療を受ける権利があります。2. 個人情報を知り自己決定する権利があります。3. セカンドオピニオンを求める権利があります。4. 個人の尊厳とプライバシーが守られる権利があります。5. 医療スタッフと協力し、診療に参加する義務があります」。これは、平成19年4月1日に制定されたものであります。もう一つ、むつ総合病院の基本理念があります。「信頼される病院になる。基本方針。1. 良質な医療の提供に努める。2. 満足度の高い医療に努める。3. 安全・安心な医療に努める。4. 挨拶と笑顔、心のこもった接遇に努める。5. 健全な病院経営に努める」。

そこで、我がむつ総合病院の病床数は434床、人数患者数年間15万6,673人、外来患者数年間32万7,018人、月平均2万7,252人、1日平均1,238人、それに対して平成27年8月1日現在では、医師

45人、研修医15人、合わせて60人、職員、看護師合わせて585人。この方々が、今言った入院患者、外来患者の方々に日夜を問わず精励されておることに関しては、私は心から敬意を、感謝を申し上げるものであります。

しかしながら、残念なことに先月の初旬に、私はこの質問通告は15日にしました。あえて私は、患者の権利と医療スタッフということで通告いたしました。しかし、医療スタッフの最高の地位にある者はお医者さん、医師であります。残念なことに、このお医者さんと患者さんの間にトラブルが発生しました。私は、トラブルというよりは、むしろ暴力行為、暴行事件と言っても過言でない事件が発生いたしましたのであります。私は、このことを管理者及び院長先生においては、この顛末をまず我々議会に明らかにしていただきたいし、大変僭越ですが、私がこの一般質問を通告してから、きょうの段階でマスコミが取り上げてしまいました。だから、もしそれが事実だとすれば、管理者、院長先生、やっぱり本人に対する謝罪はもちろんのこと、市民に対してきちっとこの議会で私は謝罪を求めるものであります。管理者並びに院長先生におかれましては、この顛末をきちっと私たちに報告していただきたいことをお願いを申し上げる次第であります。

以上、私の壇上からの質問として、議席からの再質問を留保し、皆様方のご清聴に心から感謝を申し上げて、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 川下議員のご質問の1点目、医師確保の連携協定を結ぶことを提案するについてお答えいたします。

県内唯一の医師養成機関であります弘前大学と密接な連携に努めることは、非常に重要であると

認識しております。これまでも平成22年12月に弘前大学大学院医学研究科、弘前大学医学部附属病院、そしてむつ総合病院の3者により、弘前大学専門医養成病院ネットワークに関する協定を締結し、医学研究科を中心とした専門医養成による医師循環システムの枠組みに既に参画しております。この取り組みは、医師不足の解消や地域医療の充実にも貢献する内容となっておりますが、弘前大学に所属する医師が一定数確保されることが前提となっており、近年は開業や大都市への流出など、大学自体も医師確保が困難となっておりますため、医師循環システムが機能しているとは言い難い状況となっております。しかしながら、平成27年度以降は、弘前大学地域枠により、青森県に定着する医師数が大幅に増加いたしますことから、医師循環システムが有効に機能していくものと期待しているところであります。

同時に、むつ総合病院におきましては、医師研修システムの高度化や医師の職場環境改善など、医師確保の取り組みを継続してまいりますとともに、私も管理者としてこれまで以上に弘前大学との連携に腐心してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ総合病院の人工透析センター建設事業についての1点目、事業の進捗状況と今後のタイムスケジュールについてであります。本事業は2カ年事業として実施することとしており、平成27年度は当該建築物の設計業務を行い、平成28年度は建設工事を実施、完了することとしております。本事業の進捗状況については、去る9月18日に指名プロポーザルにより設計業務を行う事業者を決定したところであり、現在契約締結に向けた事務手続を進めており、本年度中に設計業務を完了し、来年度早々には建設工事を発注し、年度内での完了と稼働を目指しております。

次に、透析センター建設事業に係るご質問の2

点目、当該事業の概要と財政規模についてであります。年々増加傾向にあります下北圏域の人工透析患者の地域内診療を可能とするため、人工透析ベッド50床を有する人工透析センター、仮称でありますけれども、これを建設する予定であり、1階部分に人工透析室、2階部分には看護管理室、事務局事務室、研修室等を配置する予定としております。

事業費は、設計費、建設工事費及び設計管理費合わせて現時点では約7億2,000万円と見込んでおり、その財源といたしましては、企業債を充当することとしております。

次に、ご質問の3点目、待ち時間の解消についてのうち、朝の順番取りについてお答えいたします。むつ総合病院の正面玄関は、午前7時に解錠しておりますが、夏場の早い方は午前4時半、冬場ですと午前5時30分ころには並んでいる方がいることを確認しております。これまでも解錠前の待ち時間解消について検討してまいりましたが、早い順番で受け付けを終え、診察を終えたいとの患者さんの心理状況から、長い時間お待ちになる患者さんが後を絶ちません。

このことについて、根本的な対応策といたしましては、完全予約制を採用することでほぼ解決するものと思われませんが、そのためには外来患者数の相当数をかかりつけ医に引き受けていただくか、医師を大幅に増員しなければなりません。しかし、患者さんの多くは複数の診療科を受診するため、かかりつけ医への紹介は望んでおりません。この結果、むつ総合病院は二次医療機関でありながら一次医療機関の役割も担うことになり、外来患者の皆様のその集中につながっております。

いずれにいたしましても、外来患者数の動向、それに伴う医師の増員、双方とも困難な状況下であり、完全予約制に移行することは困難であろうと考えております。

次に、患者の権利と医療スタッフの関係についてのご質問につきましては、病院長からの答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田ちよ子） 病院長。

（橋爪 正副院長登壇）

○むつ総合病院副院長（橋爪 正） 副院長の橋爪でございます。本日、院長が所用により出席できませんので、私から答弁させていただきます。

およそ人の命を預かる医療人たるものが暴力行為に及ぶということは、もちろん絶対にあってはならないことであり、まことに遺憾であると存じております。皆様には、心よりおわび申し上げます。

なお、詳細につきましては、これから事務局から答弁をさせていただきます。

○議長（鎌田ちよ子） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（飛内導明） 医師の患者に対する暴力行為に関して、その事実と顛末についてご説明いたします。

まず、患者さんについてであります。日ごろより飲酒後の救急外来受診が非常に多い患者さんであります。今年に入りまして、3月に1回、4月に1回、5月に1回、7月に5回、8月に6回、9月は14日までですが4回と、計18回救急搬送されております。酒に酔っているため、大声を出したり、医療スタッフの指示に従わないなど、救急業務に支障を来すことがありましたので、現在ではむつ警察署に立ち会いをお願いしております。当日も、短時間のうちに3度受診され、2回救急搬送されております。

それでは、時系列に従いご説明いたします。

受診1回目は、午前零時ごろ、酩酊状態で、肘が痛いということで救急外来を受診し、そのときは湿布薬を処方され一旦帰宅しております。受診2回目は、同日午前1時半ごろ、酩酊状態で救急車で搬送されております。おなかが痛いというこ

とで、診察後帰宅しております。受診3回目は、同日午前4時ごろ、酩酊状態で再度救急車で搬送されました。その際、急病でない患者さんが酒に酔って何度も救急外来を受診したことで、以前より対応に苦慮していた医師が衝動的に腹部を1回殴るという暴力行為に及んでおります。なぜこのような行為に及んだか、本人に確認しても、とっさのことでよく覚えていないということでありませ

一因といたしまして、さまざまな疾病や事故に対応しなければならない、時には生命の危機にかかわるなど、救急外来特有の強いストレスを強いられる環境の中で、神経の高ぶりなどがあったのではないかと推察しております。無論いかなる理由があろうとも暴力行為は認められるものではありません。後日、院長から嚴重注意を受けた当該医師が患者さんに謝罪し、お許しをいただいております。

このことにつきましては、8月下旬に警察に相談し、事件性がない旨の確認をとっております。

また、謝罪の場面では、患者さんからお金の要求がありましたが、丁重にお断りさせていただいております。

なお、救急外来は本来急病の方が受診するところであり、軽症の方が安易に救急車で来院されますと、早急に適切な治療を受けるべき患者さんが危機的状況に陥ることも考えられ、本来の業務に支障を来します。それが、同日、数時間のうちに複数回、それも酩酊状態で繰り返されたとなりますと、病院スタッフのみならず消防の救急スタッフにも大きな負担となってまいります。

当院には、1日24時間、多くの救急患者さんが搬送され、医療スタッフも懸命に対応しておるところでございますので、住民の皆様にはその辺のところもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） 再質問させていただきます。

我々むつ市議会の場合は、おおむね1時間ありますが、医療議会は40分でございますので、あと10分ですね、かいつまんで再質問をさせていただきます。

この包括協定については、これは我がむつ市と弘前大学と3つぐらい協定を結んでおりますね。私が6月議会で取り上げたいいわゆる燧岳のことについてもそのとおりであります。細かくは言いません。3つ結んでおりますから、私はこの医師の確保については、管理者は中路医学部長さんですか、弘前大学の、日程表にも出ておりますから、たびたび部長さんともお会いしておりますね、弘前に行かれて。こういう話は出ていないのですか。どうですか、管理者。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 常にお願いをさせていただいています。

（「聞こえないな、もう一遍お願いします」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） あらゆる場面で、常に要望をさせていただいております。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） ご努力には感謝いたします。

これは、医療議会でありますから、深くは入りません。我々むつ市議会でも、過去において医師の確保については県に対する要望事項も一時私が、具体的に資料がありますけれども、これは院長先生からの話もあって、県に対する要望事項をとめたときがあり、しかしながらその後プラザホテルで病院側と私たちの懇談会の席で、佐藤院長先生と私が話し合いがありまして、もう一遍議会からも要望していこうということで、今は医師確保の重点要望事項も議会から県のほうに上げてお

ります。これは、医療議会ですから、各町村も期成同盟会等でそのとおりだと思います。時間がありませんので、管理者、どうかこの医師確保についてはあらゆる機会において、今言うように、弘前大学さんはいろんな面で我がむつ市と連携をしておるわけでありますから、ぜひこの医師確保の部分についても強力で押し進めていただきたいことをご要望しておきます。

それから、2番目の透析センターの建設についてであります。私は、きょうもいわゆる青森県腎臓病患者連絡協議会、むつ地区の腎友会の協議会のメンバーも傍聴しておりますが、私は前田会長さんにもお話をしましたが、前田会長さん自体も、この1時半から4時間今透析をしているのです。週3回。これは、まだむつ病院でできることは幸せです。管理者、朝の6時15分、一例です、きょうはおいでになっていますが、横迎町のコンビニの前から七戸タクシーでお迎えに来て、そして野辺地病院に行っているのです、むつ市の人が。三沢病院にも行っている。患者さんたちは、むつ病院でいっぱいできないのです、むつ市民が。税金を払っているむつ市民が、他町村の病院に行って透析をしている実態なのです。

言わせていただきます。4年前に、私の女房は、実はあまりむつ病院にいられないために、青森や八戸のほうに行っていたかと言われました。もっと近いところはないのかと言いました。大間病院でできたのです。ありがたいことです。大間病院にお世話になりました。ところが、4年前のあの福島の地震のために、風間浦村で2日間通行止めになったでしょう。大間病院から電話があった、私に、すぐ来ていただきたいと。私は、そのとき議員でない、夜の仕事を生活のためにしておりましたが、4時ごろ女房の病室に入らないで、直接院長先生のところに行った。何事が始まったか、入院して5日ぐらいたってからです、あ

の地震があって。そうしたら、「女房の容体に異変が起きたのですか」と私聞いた。ではない。あの風間浦村の道路が2日間ストップしたために物流が入らない、薬品が入らない、だからまた大間病院の救急車でむつ病院に搬送になったのです。まだそれでも幸せだ。

私が言いたいのは、これから着手して、着々とこの透析センターを建ててもらいたいから、あえて自分のことをも申し上げるわけでありませうけれども、どうか管理者、この本人はもとよりのこと、家族のことを考えて、一日も早くこの透析センターを建設することを、これも時間がないので、ご要望をいたしておきます。

3番目の朝の番取りなのですが、1つ私は提案をしたい。私もきょう5時から倫理朝起会に出て、6時15分に来ました。私も青森市民病院でこの手首を手術して、今も、きょうも通っているのです。管理者、あの車椅子を置いているスペースがありますね。あそこだけでも開放できないのですか。

もう一つ提案します。傘の置き場があるでしょう、アーケードがある傘の置き場。大変失礼ですけども、傘の置き場は使用されていませんね。今は5列に縦に並んでいます。あれを横に並ぶような形でアーケードの下に並ばせるようにしたら雨風、宮沢賢治ではないけれども、雨の日も風の日も、吹雪の日も朝4時ごろから並んで順番取りしているのです。対策を練れませんか。どうですか、この私の2つの提案。

○議長（鎌田ちよ子） 川下議員に申し上げます。

約束の時間が近づいていますので、次の答弁で終わります。

（「では、答弁保留して。1つだけ、ごめんなさい、議長」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） ごめんなさい、お願いしま

す。

副院長が、謝罪されました。私は、1つだけ、患者さんの名誉のためにも確認させていただきたい。あなたたちは、酒に酔った、酔った、何回と言っているけれども、事件が起きたときは、この酒に酔ったときの日ですか。次の日の検査に来たときの日ではないのですか。実は、私はきょうのニュースやあれを見て、本人に連絡とりたかったけれども、本人は、吉幾三ではないけれども、テレビもなければ電話もない、携帯電話もない、生活保護を受けている方なのです。その生活保護を受けている方に、どういう対応をしたのですか。慰謝料を払うと生活保護から差っ引きますよと、市のほうの職員、上司を呼んで、担当を呼んで、生活保護から差っ引かれる。私は、生活保護法のあれも見ています。8,000円控除して、そのとおりです。この事件と関連して、慰謝料を払わない、生活保護から差っ引く。弱い立場の患者さんは、それを黙認せざるを得ないのではないですか。そのためにも、あなたたちはこれに対して示談書なり和解書なり作っていますか。私は、時間がないので、このことだけ確認をして、患者さんなり弱い人を救うのが我々の役目だと思うから、ここのところだけ確認させてください。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 今回の一連の事件について、私の所見について、少しちょっとまずお話をさせていただきたいと思います。

今回の事件は、私自身は非常にお医者さん、医師に大変気の毒な事件だったというふうに思っています。先ほどの答弁の中でもありましたとおり、24時間救急外来で命にかかわる仕事をお医者さんたちはしていただいています。そんな中で医師不足、これは私の責任もありますけれども、一人一人のお医者さんにかかる負担が非常に重くなっているということでございます。一方で、この話題

になっている今の患者さんですけれども、実はきょうも2回救急搬送されています。そういうような方であるということは私からもあえて申し上げたいと思います。ですから、これは警察も含めて、それから市役所も含めて全員で取り組まなければいけない問題だと、こういうふうに思っています。

暴力ということに関しては、これはあってはならないことだ。それは、副院長が謝罪したとおりであります。ですけれども、そういったトータルのことを私は斟酌をしていただきたい。先ほど川下議員は冒頭で、命を守る、そして生かすのが自分の政治信条だというふうに言いました。こういうような患者さんが何度も来て、そして救急外来からほかの患者さんが受けられなくなる。そうしたら、この政治信条に反することになるのではないですか、私はそう思います。そのことを私はあえて指摘をさせていただいて答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田ちよ子） これです川下八十美議員の一般質問を終わります。

◎日程第8 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第8 議案審議を行います。

◇議案第4号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第4号 平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いた

します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第5号 平成26年度一部事務組合下北医療センター決算を議題といたします。

質疑に入る前に、平成26年度一部事務組合下北医療センター決算について監査委員の報告を求めます。阿部監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） それでは、平成26年度一部事務組合下北医療センター決算について、審査の結果を報告いたします。

本会計については、地方公営企業会計制度の見直しにより、新会計基準が平成26年度予算及び決算から適用となっております。

今回審査に付されました一部事務組合下北医療センター決算報告書をはじめ、財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

予算の執行は、地方公営企業法ほか、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、また経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

平成26年度決算では、協野沢診療所における不良債務が解消され、不良債務額が5億9,574万5,579円となり、前年度と比較して9,094万8,523円減少しております。資金不足比率は、新会計基準への移行に伴う経過措置が適用となり1.4%で、前年度の6.1%と比較すると4.7ポイント改善されております。

さて、人口減少等に伴う患者数の減少や、医師、看護師不足と病院経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、人工透析センター建設の取り組みを図る一方、効率的な業務体制構築への取り組みも進めるなど種々努めてはおりますが、むつ総合病院の一般病棟改築等、今後の経営に影響を及ぼす課題も残されております。

加えて国の医療制度改革においては、病床機能の分化と連携、医療と介護の連携等、効率的かつ質の高い医療提供体制が求められており、青森県において地域の医療提供体制に係る地域医療構想が策定されることとなっております。

今後においては、これをはじめとするもろもろの国の施策を踏まえながら、地域における医療ニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な経営を行い、地域住民が安心して医療を受けることができる体制を将来にわたり安定的に維持できるよう努めることを望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配付の平成26年度一部事務組合下北医療センター決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたく存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（鎌田ちよ子） これで監査結果の報告を終わります。

決算につきまして質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

◇報告第4号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第4号 平成26年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号につきましては、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第5号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

◇報告第6号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村総合事務組合を組織する

地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

◇報告第7号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

◇報告第8号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(鎌田ちよ子) これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第125回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時26分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ちよ子

一部事務組合下北医療センター議会議員 川 下 八十美

一部事務組合下北医療センター議会議員 小 笠 原 清 春